

事務所通信

マイナンバー制度（地方税編）

平成27年10月～

住民票のある個人と法人にマイナンバーが、送られてきます。

【償却資産税の申告書】

→ H28. 1. 1～ 提出分から マイナンバー 記載

【給与支払報告書】

平成28年分から

→ H29. 1. 1～ 提出分から マイナンバー 記載

↓

【個人の住民税申告書】

平成28年分から

→ H29. 1. 1～ 提出分から マイナンバー 記載

↓

役所に提出の際は、番号確認及び身元確認がなされます（具体的には、通知カード等と運転免許証等の提示）。

郵送提出の場合は、通知カードと運転免許証の写しの同封が必要です。

田畑浩正税理士事務所

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430 FAX 0595-64-6716